

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十八号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の6中「（奈良県畜産技術センターが行う家畜受精卵移植及び家畜受精卵採取の施術料を除く。）」を「のうち、奈良県家畜保健衛生所に係るもの」に改め、同表の二に次のように加える。

9 奈良県フォレストアカデミー条例（令和二年三月奈良県条例第五十六号）に基づく手数料のうち、入学生料

10 なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）に基づく手数料のうち、入学生料

第三号様式中「㉞ ㉟」を「㉞ ㉟」に改める。

第十一号様式中「㉞ ㉟」を「㉞ ㉟」に改め、同様式の

注中「鑑定印は、買戻代金の受領の時に押すものとする。」を削る。

第十二号様式中「㉞ ㉟」を「㉞ ㉟」に改め、同様式の

注中「鑑定印は、証紙の受領のときに押すものとする。」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。